

補助金調書

補助金名	福岡市国際競争拠点都市整備事業補助金交付要綱			担当課 (連絡先)	住宅都市局 都市づくり推進部 都心再生課 (TEL711-4426)
交付先	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 団体	【団体名・種別等】		区分	建設費に対する補助金
交付先決定方法	<input type="checkbox"/> 公募	(公募の場合) 公募時期	通年		
(公募の場合) 応募要件	<small>補助金交付対象者は、次の各号のすべての要件を備えた者とする。なお、補助金の交付対象者は公募により募集する。 (1) 交付対象地区において、都市の国際競争力強化につながる都市開発事業に関連して必要となる公共公益施設の整備等で第7条に規定する市長の承認を受けた事業を行うこと。 (2) 本市の市税を完納していること。</small>				
(非公募の場合) 非公募の理由					
補助開始年度	H27	年度	経過年数	1	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	<small>補助金の目的 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)に基づき福岡都心地域都市再生緊急整備協議会が作成した特定都市再生緊急整備地域について、都市の国際競争力の強化を図るために必要な都市開発事業及びその施行に関して必要となる公共公益施設の整備等に関する計画(以下「整備計画」という。)において、都市の国際競争力強化につながる都市開発事業に関連して必要となる公共公益施設の整備等の事業を実施する事業者に対して、事業に要する経費の一部を補助することにより、健全で活力ある市街地の整備を通じて都市の再生を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。 補助対象事業 都市再生推進事業交付要綱(以下「国要綱」という。)第11編国際競争拠点都市整備事業第1章国際競争拠点都市整備事業(公共公益施設整備型)</small>				
補助金の終期	H28	年度	延長回数	0	回
終期を延長する理由					
交付対象経費及び補助金の算定方法等	<input type="checkbox"/> その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 国際競争拠点都市整備事業に要する費用の2/3以内及び市予算の範囲内で、市長が決定する額			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	0 件	0 件	0 件	
	21,500 千円	0 千円	0 千円	0 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要					
補助金交付 による効果	健全で活力ある市街地の整備を通じて都市の再生を図り、もって公共の福祉に寄与する				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。